

第15期千葉県生涯学習審議会 第2回会議 議事録

日時：令和6年7月22日（月）

午後3時15分～午後4時15分

会場：千葉県教育会館 新館4階401会議室
対面及びオンライン

出席委員（五十音順 敬称略）

乾 喜一郎 内田 淳一 重栖 聡司 加藤 由美子 國見 亜姫
中村 文香 西谷 大

出席事務局職員

千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課長	松村 賢一
千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	佐久間 守一
社会教育振興室 社会教育班長	市原 貴雄
同 社会教育主事	藤平 健太
同 主査	吉田 隆修
同 副主査	水野 敬一朗
同 副主査	井浦 菜摘

出席職員

千葉県 環境生活部
副技監兼スポーツ・文化局 文化振興課 学芸振興室長 立和名 明美

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事（1）令和6年度社会教育関係団体への補助金の交付について

議長 次第に沿って私のほうで進めさせていただく。

議事(1)令和6年度社会教育関係団体への補助金の交付について。毎年この時期になると審議会にかけられるが、社会教育法で決められた規定があり、意見を聞かなくてはいけないことから、千葉県教育委員会から審議会に対して諮問されている。ですから、本日、皆様が審議していただき、大丈夫だ、この補助金の交付でよいのではないかなれば、この場で答申し、事務局で形を整え

ていただくということでした承りいただきたい。

本日は諮問書が手元にあるので、画面共有していただいた後、私はオンラインなので、内田副会長に手渡していただきたい。

事務局 千葉県教育委員会として、生涯学習審議会に諮問させていただきたい。画面を見ていただきながら、よろしく願います。

教生第578号 千葉県生涯学習審議会様

令和6年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）

このことについて、別添のとおり社会教育団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条及び千葉県生涯学習審議会条例（平成3年千葉県条例第32号）第2条の規定により諮問します。

令和6年7月22日 千葉県教育委員会

事務局 諮問書は画面共有で確認いただいたが、原本については、重栖会長はオンラインで参加いただいているので、代わって内田副会長にお渡しする。

（諮問書手交）

議長 では、早速、議事に移る。

社会教育関係団体からの申請に関する委員は本年度はいないということではよろしいか。事務局いかがか。

事務局 本年度はいない。

議長 分かった。

補助金交付について、関係する資料が準備されているが、事務局から細かく説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただく。

議事(1)令和6年度社会教育関係団体への補助金の交付について

今回の社会教育団体に対する補助金の交付に係る諮問文については、先ほど重栖会長をはじめ皆様に画面にて確認いただくとともに、内田副会長にお渡ししている。

それではまず、資料1を御覧いただきたい。資料1には関係規定を記載している。社会教育法抜粋、第13条には、国または地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に関する補助金の交付に関する事項を調査審議

する審議会その他の合議制の機関)の意見を聞いて行わなければならないと規定されている。

これに対して、本県においては、社会教育委員会議が廃止されていることから、千葉県生涯学習審議会条例第2条において、「審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する。」と規定している。

次に、2として、補助対象となる要件の記載があるが、県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県全体で活動し、全国組織につながる社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。そこで、令和6年度の社会教育関係団体への補助金の交付について意見を伺うものである。

それでは、資料2を御覧いただきたい。資料2であるが、令和6年度社会教育関係団体に対する補助金の交付予定一覧を添付している。

それでは、この内容について説明させていただく。対象となるのは、県全体で活動し、全国組織につながる団体であり、今年度は一覧のとおり7団体に補助金を交付する予定である。加えて、次ページにある千葉県高等学校PTA連合会に特別補助を交付する予定である。

補助金の交付を検討するに当たり、各団体から、令和5年度の事業及び決算報告、補助金を受けたことによる効果、令和6年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、役員など組織の状況等について、ヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。

表の中央の列にある補助申請の内容の欄を御覧いただきたい。各団体の活動内容は、機関紙の発行、ホームページの更新及び研修会の開催であり、補助金の対象事業としては適切である。補助金の金額については、支給額の下限を4万円とし、予算の範囲内で配分した。

次に、特別補助金についてである。これは、交付対象団体が全国や関東規模の研究大会等を開催する場合に、500万円を上限に事業費の10%を補助しているものである。今年度は千葉県高等学校PTA連合会から「第70回関東地区高等学校PTA連合会大会千葉大会」に対して申請があった。

過去の例を紹介すると、昨年度は、小中学校PTAの県域組織である千葉県PTA連絡協議会が開催した「第55回日本PTA関東ブロック千葉大会」及びガールスカウト日本連盟千葉県支部が開催した「令和5年度南関東地区シニア部門事業」に補助をしてきた。

ただいま説明した各団体の交付申請に関する関係書類については、別添資料1にまとめているので、そちらを御覧いただきたい。また、活動報告実績として、昨年度のものになるが、各団体の広報紙を別添資料2にまとめている。

なお、千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会及び千葉県PTA連絡協議会も補助対象となる団体であるが、会の判断により、今年度の通常の補

助金については辞退する旨の申出があったことを申し添える。

以上が説明となる。審議くださるよう、よろしく願います。

議長 過去の会議で、できるだけ資料をつけるように、特に広報紙等があれば必ずつけるようにということがあったので、今回も事務局でかなり詳細な資料をつけていただいている。

ただいまの説明について質問、意見があれば発言していただきたい。わずかなことでも結構であるので、これは何だろうということがあったら、この場で出していただいたほうがよろしいと思う。

ないようであるが、いかがか。特別補助も含めて委員の皆様の承認をいただけるか。

そちらの委員の方は大丈夫であるか。

事務局 質問等はない。

議長 では、本件については、特別補助も含めて審議会として承認されたということで、諮問に対しては、最初に申し上げたように、承認した旨を県教育委員会に答申するという形で事務局で処理をお願いする。

4 報 告

(1) 千葉県子どもの読書活動推進部会の経過について

議長 では、ここからは報告事項になる。報告が3件予定されている。

まず、(1)千葉県子どもの読書活動推進部会の経過についてである。内田部会長を中心に、2回ほど部会を開いていただき、いろいろ議論していただいたと聞いている。部会の経過について事務局から報告をお願いします。終わって、部会長から何かあれば付け加えていただければと思う。

事務局 それでは、報告事項(1)「子どもの読書活動推進計画（第五次）」の策定に向けた経過について報告させていただく。

資料3を御覧いただきたい。第五次計画の策定に向け、まず、令和6年2月2日に開催された第1回の当審議会において、子どもの読書活動推進部会の設置が承認された。

これを受けて、令和6年3月26日に開催した第1回の推進部会では、計画策定に向けたスケジュールについて承認いただくとともに、専門的な見識を持たれる協力員について、どのような分野からお招きするか意見を伺った。

続いて、令和6年6月11日に開催した第2回の推進部会では、次ページの資料4にあるとおり、当部会の協力員を紹介するとともに、次ページの資料5の

とおり、計画の骨子（案）について承認いただいた。今後は、この骨子（案）に基づき、計画の素案について作成を進めてまいる。また、第2回の推進部会では、第五次計画の策定に向けて実施する子どもへの意見聴取、具体的には小中高生へのインタビュー調査であるが、こちらの調査項目等についても意見をいただいた。

そして、部会での意見も踏まえ、先週、令和6年7月16日から18日にかけて、加藤委員が校長を務められている旭市立干潟小学校のほか、野口協力員の所属する市川市立南行徳中学校、野村協力員が校長を務められる県立検見川高等学校の協力により、無事調査を終えることができた。

こうして、子どもたちが率直かつ活発に伝えてくれた貴重な意見を反映しつつ、第五次計画の策定を進めてまいる。

以上が「子どもの読書活動推進計画（第五次）」の策定に向けた経過についての報告となる。よろしく願います。

議長 内田部会長、何か補足があれば発言していただけるか。

委員 内容について、特に付け加えはないが、2回の会議で委員、あるいは協力員から様々な意見等があった。特に骨子についてだけでなく、今、事務局から話があった子どもからの意見聴取についても様々な意見を頂戴した。

今後、事務局が素案をまとめて、よりよいものをつくっていきたいと思っている。

議長 今後ともよろしく願います。

事務局並びに内田委員から報告があったが、意見、質問があれば頂戴したいと思う。いかがか。

今後部会等が継続されると思うので、皆様よろしいか。

特に意見がないので、報告(1)についてはこれで終了させていただく。

(2) リカレント教育の推進について

議長 報告(2)リカレント教育の推進について事務局から報告をお願いする。

事務局 それでは、リカレント教育の推進について、令和6年度の取組を報告させていただきます。

資料を御覧いただきたい。まず、1、本事業の目的・概要についてであるが、前回の審議会においても説明させていただいているので、割愛させていただきます。

続いて、2の千葉県リカレント教育推進協議会の運営であるが、昨年度から

引き続き、乾委員を会長に産学官で構成された協議会を開催し、リカレント教育推進のために各界の取組や課題を情報共有している。

続いて、3の「学びの総合窓口」の開設であるが、こちらは本年度からの新たな取組となる。今までの趣味や教養を中心とした生涯学習相談に加えて、自身のキャリアを見つめなおし、スキルアップしていくこと等の支援を行うことを目的に、令和6年5月26日に、柏にある「さわやかちば県民プラザ」に開設した。学習情報の提供のほか、キャリアコンサルタント等によるオンライン相談を行っているが、受付予約や情報発信には、広く普及しているLINEをプラットフォームとしており、県民の皆様が利用しやすい環境で運用している。開設から約2か月でのLINEの登録者数は450名を超え、相談予約件数は20件以上となっており、より一層の普及を図ってまいる。

次に、4の「リカレント講座（社会人のための学び直しセミナー）」であるが、こちらは昨年度に引き続き開催するものである。多くの方への学び直しの動機づけとなることを目的に、業界に精通した講師の方々の体験によるキャリア形成の重要性や、各業界で求められる人材像やスキル等の概観について学べる内容となっており、多くの方が参加しやすいオンライン形式で開催している。医療や建築・建設、キャリア形成など、昨年度から引き続くテーマに加え、本年度は新たに農業や起業、副業などのテーマを含め、年間10講座を予定している。第1回の「伝え方×ビジネス」は令和6年7月17日に開催され、40名以上の方に参加いただいた。

資料として、窓口と講座のチラシを添付させていただいたので、後ほど御覧いただきたい。

以上が、リカレント教育の推進について、令和6年度の取組の報告となる。よろしく願います。

議長 細かく説明していただいたが、推進協議会で乾委員、何か発言があれば、ここでしていただければと思う。

委員 特にはない。

議長 では、委員の皆様、ただいまの報告について質問、意見等があれば頂戴したいと思う。よろしく願います。

質問、意見等はないようである。それでは、先ほどの報告(1)と同様に、今後とも状況の細かいところは説明していただけたらと思う。

(3) 千葉県立美術館活性化基本構想の策定について（文化振興課）

議長 では、報告(3)千葉県立美術館活性化基本構想の策定についてであるが、令和

3年に生涯学習審議会から第三次答申を行ったところである。今日、その答申後の具体的な動き等も説明していただければ、状況がよく分かる。これは環境生活部文化振興課から概要の説明をお願いします。

文化振興課 本日は報告の機会をいただき感謝する。

県立美術館活性化基本構想の策定について、資料7、基本構想の内容について、資料8という添付資料をつけさせていただいている。基本構想は長いものになっているので、後ほど御覧いただければと思う。

今、議長から話があったように、令和3年度に生涯学習審議会から「県立博物館・美術館の今後の在り方」について答申をいただいた。令和4年度から博物館、美術館が知事部局に移動し、その後、美術館を今後どうしていくかについて、新たな知事の下、環境生活部で議論を進めてきた。その間、令和4年度には活性化基本構想の骨子の検討がこのような進んでいることを1度報告させていただいたが、その後、2年間のアドバイザー会議での意見、専門家による有識者会議での意見を受け、活性化基本構想という形で令和6年3月にまとまった。

策定に関しては、令和6年2月から3月に県民の皆さんに対してパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえた上で構想の策定に至った。

構想の策定前に同時並行で、美術館の活性化として、国際交流を目指した、千葉県とゆかりのあるオランダの作家の展示会や、地域に開かれた、博物館法の改正を受けての博物館、美術館の活動をどうしていくかを踏まえ、地域住民の方と協働する、学校教育の中に出ていく新たな取組も進めている。その辺りについては、今後作成する実施計画でお示しする予定である。

資料7、千葉県立美術館活性化基本構想の策定についてを御覧いただきたい。

県では、県立美術館が美術館を取り巻く様々な動向、社会経済状況の変化に適応しながら、県民に寄り添った魅力ある美術館として生まれ変わるため、今後の運営指針となる千葉県立美術館活性化基本構想を策定した。今後、本構想に基づき、県立美術館のさらなる魅力向上と活性化を図るため、様々な取組を進めていく。

これは策定した昨年度3月末に出した記者発表資料の内容であるが、概要がまとまっているので、こちらに基づいて説明させていただく。

千葉県立美術館活性化基本構想の概要として、理念を「アートを問う」と定めた。県立美術館は今年度で開館50周年を迎えるが、この50年間は「みる、かたる、つくる」の3つのワードを使い、いろいろ活動を進めてきた。もちろん「みる、かたる、つくる」で進めてきた内容については、今後とも大きく変わるものではないが、現状、社会情勢も鑑みた上で、外部から専門家の館長もお迎えした上で、理念を「アートを問う」と定めた。

目指す姿としては、「人々が行き交い対話する場となり、千葉から未来へ新た

な文化をつむぎます」を掲げた。

活動方針については、上記の目指す姿を達成するため、以下の4つの活動方針を定めた。

まず、活動方針Ⅰ、新たな出会いと発見の場に。世界の潮流を捉えたアートを活用し、驚きと感動が得られる千葉発のアートシーンを創出する。デジタル技術を活用して、情報発信や、新しいアート体験を創出する。様々なニーズに合わせた体験を提供する。県ゆかりから新たな分野までの作品を収集、研究し、その価値の向上に努める。

「デジタル技術を活用して」とは、令和5年に施行された、70年ぶりに改正された改正博物館法の趣旨にも基づいた形で、このような文言を入れた。

活動方針Ⅱ、県内のアートプロジェクトの拠点として。県内アートをプロデュース、支援し、アートシーンの中心となる。アートについて様々な関心を持った人々が行き交う場を用意する。唯一の県立美術館として、県内各地域、学校、企業など、多様な主体と連携する。

こちらにも改正博物館法の趣旨にある多様な主体との連携も意識している。また、千葉県が昨年度から今年度6月まで開催した千葉県誕生150周年記念事業で百年後芸術祭や内房総アートフェストと、アートに特化した形でいろいろと周年行事を進めてきた中で、県立美術館が果たすべき役割は、そういったことも受け継ぐ形で県としてのアート拠点となるべきだろうということで、こういった文言を掲げた。

活動方針Ⅲ、次世代の感性を育成する場として。こちらが最も学校教育や生涯学習や社会教育に通ずる部分だと思う。アートにふれる楽しさを伝えて、子どもたちの感性を育む。様々な方策で若手アーティストを支援し、地域のアートを育てていく。アートについて様々な関心を持った人々が行き交う場を用意する。

特にこれからそういった分野を目指す人のみならず、作家としてアーティストを目指す以外の人もそのような経験をすることにより、意識が高まった上で、様々なシーンで活躍できる子供たちになっていただきたいという思いも踏まえたものになっている。

活動方針Ⅳ、サステイナブルな美術館に。多様性が尊重され、あらゆる人々のよりどころとなる。多様な主体や地域のパートナーと共に、社会的課題の解決に貢献する。未来につながる美術館を実現する基盤を整備する。

将来的なサステイナブルな、持続可能な美術館を運営していくという施設整備などに通じるものもあるが、美術館での活動や美術館の示すものが将来にわたり県民のために有意義に活動が行えるように定めた。

これまでの経緯としては、令和2年9月に千葉県立博物館の今後の在り方を策定、その年度末には「県立博物館・美術館の今後の在り方」について答申いただいたものを受け、令和3年12月に千葉県立美術館アドバイザリー会議を設

置した。アドバイザー会議の位置づけとしては、設置当初は、県立美術館について、知事に対してアドバイスを行う会議体として設置されており、今も県立美術館について、知事と館長に対してアドバイスを行うものになっており、千葉県に対して何か答申を行う組織ではない。年3回程度、会議を開催し、令和5年12月に県立美術館活性化基本構想骨子（案）を策定、昨年度末に県立美術館活性化基本構想（案）のパブリックコメントを実施した上で、この構想を出させていただいた。

詳しい内容については、資料8、県立美術館活性化基本構想本紙を御覧いただきたい。

私からは以上である。

議長 これまでの経緯も含めながら、理念から活動方針まで、それぞれの項目について説明いただいた。また、資料もたくさんつけていただいているので、御覧になられる、あるいは御覧になった方もいらっしゃると思う。これについて委員の皆様から質問があれば、この場を出していただきたい。いかがか。

委員 美術館の取組を今後されることが分かる資料で期待したいと思うが、そもものところで、あくまで単なる疑問であるが、最初の資料7を拝見すると、県民に寄り添った魅力ある美術館として生まれ変わるため、構想を策定したとのことであるが、当初どういう課題を持っていたのか、現状に対する課題設定をお伺いしたい。

文化振興課 構想策定の背景については、資料8、美術館活性化基本構想の1ページから構想策定の背景を書いている。美術館は開館50年間、ずっと理念的なものを見直してこなかったこと、その間に人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、デジタル技術の急速な発展などの課題があった。また、美術館が立地している千葉みなと地域は、以前は埋立地の中にぽつんとあったが、現在は千葉みなとというポートパークの中にある立地になったことで、地域に開かれた活動をしていくにはどうしたらいいかということ等を課題とし、改めて理念から考えなおした。

また、2ページ以降になるが、社会的課題だけではなく、アート概念の拡大ということで、県立美術館がこれまで目指してきた、千葉ゆかりの作品を収集して、その方たちの作品を展示、紹介するだけでは、これから先の県立美術館としての果たすべき役割を果たせないのではないかという問題意識もあった。

さらに、美術館を取り巻く環境の変化の狭い範囲で言えば、県内のアートシーン自体もかなり変化してきたこと、県内でも近隣に美術館が様々開館したことによる連携や、美術教育に対する皆さんの意識の違い——実を言うと、美術

館は長いこと、現存作家、今、生きていらっしゃる作家の作品は展示しない、展覧会はしない方針であったが、東京2020オリンピック開催準備期間を契機に、若手作家や現代アートなどの分野にも手を伸ばして、新たなアートを紹介していくことを始めている。

また、今年度からは千葉県ゆかりの作家を姉妹都市交流を行っているドイツ・デュッセルドルフに派遣したり、来年度はあちらからもアーティストを招聘し、滞在制作の様子を皆さんに見ていただく等の検討も県として進めているところである。

委員 丁寧な説明に感謝する。

議長 他の委員の皆様、いかがか。
報告(3)については、ここまでとさせていただきます。
事務局から、その他追加報告等があったら出していただけるか。

事務局 事務局からは他にない。

議長 では、他にないようであるので、本日の議事を終了し、事務局に進行をお返しする。御協力に感謝する。

5 諸 連 絡

6 閉 会

—— 以上 ——